

障害者移動支援事業費 重要事項説明書

(2026年 4月 10日現在)

1 事業者の概要

名 称	有限会社 ビハーラ
所 在 地	東京都大田区鵜の木2-17-3ライオンズマンション鵜の木1F
電 話 番 号	03-5741-8239
代 表 者 氏 名	取締役 今田 清美
法人が所有する 営業所の種類・数	特定相談支援事業 居宅介護支援事業（介護予防支援及び第1号介護予防支援事業も 含む） 訪問看護事業（介護予防訪問看護を含む） 訪問介護事業（総合事業を含む） 暮らしの保健室（市民講座等）

2 事業所の概要

事業所の名称	ワークスタッフ鵜の木
事業所の所在地	東京都大田区鵜の木2-17-3ライオンズマンション鵜の木1F
事業所の電話番号	03-5741-8239
サービス提供地域	東京都大田区内、神奈川県川崎市内
サービス提供曜・時間	平日8:30~17:30

3 事業所の職員体制

職種	合計員数	氏名	資格等
管 理 者	1名	井田 奈央	看護師
サービス提供責任者	4名	中田 房枝	実務者研修修了
		大橋 久美	実務者研修修了
		村上 寿子	実務者研修修了
		関口 麻里	介護福祉士
ヘルパー	3名以上		初任者研修修了等
事務員	1名		

4 サービスの内容

- 大田区障害者移動支援事業 ○ 川崎市地域生活支援事業

通学・通所支援	通学及び通所の送迎を行う
社会参加支援	社会参加として地域に出て、活動する支援を行う

5 利用料金

(1) 利用者支払額

移動支援事業に要した費用を請求します。但し、事業者が予め東京都大田区（以下、大田区）または神奈川県川崎市（以下、川崎市）に対して移動支援事業費の代理受領に係る申出し、かつ利用者が事業者に対し、代理受領に係る委任をした場合については、利用者支払額より大田区または川崎市から支給される移動支援事業費を除いた金額を利用料金として事業者を支払うこととなります。

なおこの場合、事業者が利用者に代わり大田区または川崎市から受領した障害者移動支援事業費の額については、利用者に通知いたします。

(2) その他の料金

以下の従業者に生じた費用は、利用者自身に生じた費用に合わせて請求いたします。

交通費	ご本人と一緒に移動するだけではなく、ご本人と合流及び解散する際にかかる交通費など
その他の実費	チケットや食事代など、一緒に行動する際に掛かる費用など

(3) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」においてサービスの利用を開始される場合については、交通費は無料です。但し、それ以外の地域でサービスの利用を開始される場合につきましては、当事業者の従業者がお伺いするための交通費をいただきます。

また、サービス提供中に必要となる交通費については、利用者の負担となります。

(4) キャンセル料

利用者又は利用者代理人は、事業所に対しサービス提供前日の営業時間内に電話等により連絡することにより、費用を発生させずにサービスの中止を申し入れることが出来ます。

サービス提供前日の営業時間内までに電話などで連絡がなく、サービスの中止を申し出た場合は、その中止となったサービス提供に掛かる料金の全額を請求いたします。

但し、利用者の急な入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。

援助中に利用者及びご家族等からの背行為により、速やかにサービスを中止する事があります。

(5) 支払方法

利用料金は1か月ごとに計算し、翌15日までに請求書を発行いたします。利用者支払額は翌月末までにお支払いください。

支払いは、原則として当月の料金の合計額を翌月27日前後（土日祝日により前後）自動引き落としします。

別の支払い方法をご希望の場合は、振込や現金支払いの方法で支払うことができます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 移動支援事業の支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は移動支援事業費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとして扱います。
- ③ 移動支援事業の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者が当事業者に対し30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 移動支援事業費の支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 大田区・川崎市外に転居した場合

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、あらかじめ確認した連絡先に連絡いたします。

8 この契約に関する苦情・相談窓口

担当者 サービス提供責任者 井田 奈央 (いだ なお)

電話 03-5741-8239 FAX 03-5741-1426

9 その他の苦情の窓口

① 大田区福祉部障害福祉課 電話 03-5744-1251

② 社会福祉協議会障害者支援 電話 03-5703-8230

③ 大田区オンブズマン 電話 03-5744-1130

④ 川崎市障害福祉課障害福祉担当 電話 044-200-2653

10 虐待防止と身体拘束の原則禁止について

(1) 事業者は利用者の人権擁護、虐待等の防止の為、定期的な研修の実施や苦情処理体制の整備、その他虐待防止の為に必要な措置を講じます。

(2) 虐待防止及び身体拘束廃止の委員会を設置し、定期的を開催します。

(3) 法人として、虐待防止及び身体拘束廃止に関する責任者を選任しています。

虐待防止に関する責任者 井田 奈央 (いだ なお)

電話 03-5741-8239 FAX 03-5741-1426

(4) 成年後見制度の利用を支援します。

(5) 従業者に対して、虐待防止及び身体拘束廃止を啓発・普及する為の研修を実施しています。

(6) 利用者や擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)、従業者において、虐待を受けたと思われる人を発見した場合、速やかに市区町村へ通報します。

(7) 事業者は、利用者の身体拘束廃止の指針に基づいて、身体拘束をしないケアの実施に努めます緊急時やむを得ない場合を除き、速やかに委員会へ報告し、現状の確認及び今後の対応を検討します。

11 感染症の対応について

(1) 事業者は、感染症の予防及び蔓延防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(2) 感染対策委員会を設置し、定期的を開催します。

(3) 法人として、感染症の予防及び蔓延防止責任者を選任しています。

感染症の予防及び蔓延防止に関する責任者 井田 奈央 (いだ なお)

- (4) 従業者に対して、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修を実施しています。
- (5) サービス提供前において、利用者に感冒の症状がある場合には、速やかに事務所へご連絡下さい。また、サービス当日において感染症等の疑いがあると事業所が判断した場合、医療機関への受診をお願いする場合や担当の介護支援専門員や各関係者へ報告させて頂く場合があります。その際、感染拡大防止のために、提供するサービスの限定や中止をさせていただく場合があります。
- (6) 担当の訪問介護員が罹患発症した場合は、サービス提供を中止するか、または、代替の介護員で対応させて頂く場合があります。

1.2 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 事業者は事業の継続に向け、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (2) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (3) 法人として、業務継続計画に係る責任者を選任しています。
業務継続計画に関する責任者 井田 奈央（いだ なお）
電話 03-5741-8239 FAX 03-5741-1426
- (4) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (5) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.3 ハラスメントの対応について

- (1) 事業者は、ハラスメント防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (2) ハラスメント対策委員会を設置し、定期的開催しています。
- (3) 法人として、ハラスメント防止に関する責任者を選任しています。
ハラスメント防止に関する責任者 井田 奈央（いだ なお）
電話 03-5741-8239 FAX 03-5741-1426
- (4) 各種ハラスメントに対して啓発・普及する為の研修を実施しています。
- (5) ハラスメントの種類について

ハラスメントとは、身体的・精神的に他者に不利益や不愉快さを与える行為と定義します。

パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・モラルハラスメント・ジェンダーハラスメント・スモークハラスメントなど、30種以上あるといわれています。

(6) 従業者が、利用者や擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による各種ハラスメントを受けた場合は行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約などの措置を講じます。

(7) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。

年 月 日

移動支援事業の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 東京都大田区鵜の木2-17-3ライオンズマンション鵜の木1F

(名称) ワークスタッフ鵜の木 印

(説明者氏名) ()

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける移動支援事業の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(氏名) 印

(代理人または立会人等)

(氏名) 印